

発議第 2 号

瀬戸内市議会委員会条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 3 月 19 日 提出

瀬戸内市議会議長 小野田 光 様

提出者 議会運営委員長 原野 健一

（提出の理由）

瀬戸内市事務分掌条例の一部改正に伴い、瀬戸内市議会委員会条例を改正し、常任委員会の名称及び所管を決定するもの。

瀬戸内市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会委員会条例（平成16年瀬戸内市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 総務常任委員会 6人

総務部、成長戦略部、出納室及び消防本部の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)

(2) 文教福祉常任委員会 6人

市民部、健康福祉部、こども未来部、病院事業部及び教育委員会の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)

(3) 産業環境常任委員会 6人

環境部、産業建設部及び上下水道部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の瀬戸内市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく総務文教常任委員会、環境福祉常任委員会及び産業建設水道常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による改正後の瀬戸内市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づく総務常任委員会、文教福祉常任委員会及び産業環境常任委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は、それぞれ改正前の条例の規定による総務文教常任委員会、環境福祉常任委員会及び産業建設水道常任委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により設置された総務文教常任委員会、環境福祉常任委員会及び産業建設水道常任委員会に付議されている事件は、それぞれ改正後の条例の規定により設置された常任委員会で当該事件を所管するものに付議されたものとみなす。

瀬戸内市議会委員会条例(平成16年瀬戸内市条例第170号)新旧対照表

| 現行 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務文教常任委員会 6人</u> <u>総務部、総合政策部、出納室、消防本部及び教育委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</u></p> <p>(2) <u>環境福祉常任委員会 6人</u> <u>市民部、環境部、福祉部、こども・健康部及び病院事業部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</u></p> <p>(3) <u>産業建設水道常任委員会 6人</u> <u>産業建設部及び上下水道部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> | <p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務常任委員会 6人</u> <u>総務部、成長戦略部、出納室及び消防本部の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</u></p> <p>(2) <u>文教福祉常任委員会 6人</u> <u>市民部、健康福祉部、こども未来部、病院事業部及び教育委員会の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</u></p> <p>(3) <u>産業環境常任委員会 6人</u> <u>環境部、産業建設部及び上下水道部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> |